

新公審査答申（個）第79号
令和7年7月24日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新民協第325号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月24日付け、新広聴第195号の2により行った一部開示決定は、これを取り消し、改めて非開示決定をすべきである。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年7月10日、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「広聴相談課は私が弁護士法律無料相談の際、「市民病院を訴えたいので受任できるか」と弁護士依頼をしたと、嘘を言い続けているが、弁護士依頼をしたというのであれば「何について弁護士依頼をしたのか」を示すべき（以下「本件請求文書」という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求について、「東区無料弁護士相談に係る審査請求人備忘録」を対象文書（以下「本件対象文書」という。）として特定し、条例第14条第3号に該当するため一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年7月24日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年7月29日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月13日、条例第27条の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月14日	諮問書受理
------------	-------

令和7年 6月25日	審査会開催（第1回）
令和7年 7月23日	審査会開催（第2回）

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

- 1 開示されたものは、平成30年10月当時のもので、私は開示された内容は、事実と全く違うので、再三、調査を依頼したが市は、「調査しない」とした。議会の答弁でも調査しないまま、事実と違い「弁護依頼をした」と発言した。平成31年1月に直接、当時の弁護士に面会し、「弁護依頼をしていない」ことを確認した。「弁護依頼をしていない」ことを受けて市が弁護士側に聞き取り調査した。私が「市民病院の何について弁護依頼をしたのか」の開示を求めている。
市は「要求に近いものを、住民サービスとして行った」としているが、要求したものを開示すべきである。
- 2 「弁護依頼をした」と言うのであれば、「何について訴訟する」と言ったのかを開示しなければならない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）の記載内容を見るに、審査請求人が求めるものは、審査請求人が平成30年10月23日に東区役所で開催された弁護士無料法律相談を受けた直後に、東区役所区民生活課に来課され、「相談が受けられなかった」など、複数の意見や要望を行ったことに対して、本市が県弁護士会を介して、審査請求人と面談した弁護士無料法律相談の弁護士から、状況確認の聞き取りをした内容と捉えることができたことから、実施機関では、審査請求人の求めに限りなく近いものとして、本件対象文書を特定し、条例に基づき決定した。

本件審査請求の趣旨及び理由の記載から、本件対象文書が意図した請求文書と異なるとの趣旨と捉えることができるが、実施機関では、本件請求書の記載内容から本件対象文書を特定した。審査請求人が本件審査請求の趣旨とする本件請求文書を本件請求書の記載から推察することは至難であり、本件対象文書の特定に瑕疵はないものと認識している。

第5 審査会の判断

- 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件決定を行ったものの、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関の主張によると、本件請求書の記載内容から、審査請求人が求めるものは、審査請求人が平成30年10月23日に東区役所で開催された弁護士無料法律相談を受けた直後に、複数の意見や要望を行ったことに対して、実施機関が県弁護士会を介して、審査請求人と面談した弁護士無料法律相談の弁護士から、状況確認の聞き取りをした内容と捉えることができたことから、審査請求人の求めに限りなく近いものとして本件対象文書を特定したとのことである。

しかし、審査請求人は、弁護依頼をしていないとした上で、「弁護依頼をした」と言うのであれば、「何について訴訟する」と言ったのかを開示しなければならない」と主張している。

- (2) まず、本件請求文書は、「弁護依頼をしたというのであれば「何について弁護依頼をしたのか」を示すべき」であるが、本件対象文書には具体的に「何について弁護依頼をしたのか」を示す箇所はなかった。
- (3) 次に、当審査会が実施機関に対し、「何について弁護依頼をしたのか」具体的に記載された文書があるか、また、本件対象文書のほかに、審査請求人からの弁護依頼に関する文書があるか確認したところ、文書はないとのことだった。
- (4) これらのことからすると、本件対象文書以外に聞き取りをした文書は作成や記録をしておらず、他にその存在をうかがわせる特段の事情も見当たらないことから、当審査会としては、本件請求文書は存在しないと判断せざるを得ない。

さらに、双方の主張を見ても、本件決定前に「限りなく近いもの」として文書を特定することについて、審査請求人と実施機関においてやりとりが行われた事実を確認できないことから、当審査会において実施機関の判断を是認することはできない。

よって、本件決定は取り消されるべきである。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩寄勝成